

水痘(みずぼうそう)予防接種 について

対象者:1歳から3歳の誕生日の1日前まで

この説明書をお読みになり、「水痘予防接種申込書兼予診票」にご記入のうえ、医師の診察を受けてください。

水痘について

(1) 病気の説明

水痘は、水痘・带状疱疹ウイルスに初めて感染したときにみられる急性の感染症で、直接接触、飛沫あるいは空気感染によって広がる、最も感染力の強い感染症のひとつです。ひとたび感染すると一生、体の中に潜伏感染し、加齢や免疫抑制状態等で再活性化し、带状疱疹しんを発症します。

特徴的な発疹が主な症状でかゆみを伴います。発熱を伴うこともあります。発疹は斑点状の赤い丘しんから始まり、その後3～4日は水泡(水ぶくれ)となり、最後は痂皮(かさぶた)を残して治癒します。発疹はお腹や背中、顔などに多い傾向がありますが、頭皮など髪の毛に覆われた部分にも現れるのが特徴です。

通常1週間程度で自然に治癒しますが、まれに脳炎や肺炎、肝機能の異常を伴うことがあります。また、皮膚から細菌が感染して、化膿したりすることはまれではなく、敗血症などの重症の細菌感染症を合併することもあります。

(2) 乾燥弱毒生水痘ワクチンについて

水痘・带状疱疹ウイルスを弱毒化してつくった生ワクチンで、わが国で世界に先駆けて開発されました。このワクチンを1回受けた者のうち、約20%は、後に水痘にかかることがあります。もしかかっても軽くすむとされていますが、確実に予防するためには2回の接種を行います。

健康小児、成人では副反応はほとんど認められませんが、時に発熱、発疹がみられ、まれに局所の発赤、腫脹(はれ)、硬結(しこり)がみられます。

急性リンパ性白血病やネフローゼ症候群など、治療の影響で免疫機能が落ちている患者でも一定の接種基準を満たせば接種が可能ですが、接種後14～30日に発熱を伴った丘しん、水泡(水ぶくれ)が発現することがあります。

【予防接種と子どもの健康2018年度版より】

予防接種の副反応について

健康なお子さんでは副反応はほとんど認められませんが、時に発熱、発疹がみられ、まれに局所の発赤、腫脹(はれ)、硬結(しこり)がみられます

接種スケジュール

・1歳～3歳になる1日前までの者 → 3か月以上の間隔をおいて2回接種します。

＜標準的な接種間隔＞ 【1回目】 1歳～1歳3カ月になる1日前までに1回接種

【2回目】 1回目接種終了後6カ月～1年の間隔で1回接種

予防接種を受けることができない人

- ① 明らかに発熱している人(37.5℃をこえる場合)
- ② 重い急性疾患にかかっている人
- ③ 生ワクチンの予防接種をして27日以上経っていない人
- ④ 不活化ワクチンの予防接種をして6日以上経っていない人
- ⑤ このワクチンの成分でアナフィラキシー(通常30分以内にでる呼吸困難や全身性のじんましんなどを伴う重いアレルギー反応のこと)を起こしたことがある人
- ⑥ 免疫機能に異常のある病気を患っている人および免疫抑制をきたす治療を受けている人
- ⑦ その他かかりつけ医に予防接種を受けないほうがよいといわれた人

《疾病罹患後の接種間隔について》

麻疹に関しては治癒後4週間程度、その他(風しん、水痘およびおたふくかぜ等)の疾病については治癒後2～4週間程度の間隔をおいて接種します。その他のウイルス性疾患(突発性発疹、手足口病、伝染性紅斑等)に関しては、治癒後1～2週間の間隔をおいて接種します。しかし、いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、決定します。また、これらの疾患の患者と接触し、潜伏期間内にあることが明らかな場合には、患児の状況を考慮して接種を決定します。

接種前に医師とよく相談しなければならない人

- ① 心臓血管系疾患、じん臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害などの基礎疾患のある人
- ② 過去に予防接種で接種後2日以内に発熱、全身性発疹などのアレルギーを疑う症状のみられた人
- ③ 過去にけいれん(ひきつけ)をおこしたことがある人
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている人および近親者に先天性免疫不全症の者がいる人
- ⑤ このワクチンの成分に対してアレルギーを起こすおそれのある人

ワクチン接種後の注意

- ① 接種後30分は医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐ連絡がとれるようにしておきましょう。
- ② 接種後に高熱やけいれんなどの異常がでた場合は、速やかに医師の診察を受けてください。
- ③ 接種後4週間は体調に注意しましょう。腫れが目立つときや、機嫌が悪くなったときなどは医師にご相談ください。
- ④ 当日の入浴は差し支えありませんが、注射した部位をこすことはやめましょう。
- ⑤ 接種当日は、激しい運動はさけましょう。
- ⑥ 接種後27日間は、他の予防接種は受けられません。

* 予防接種によりその他心配なことが生じた場合には、すぐに医師の診察を受け、市へ連絡をしてください。

予防接種健康被害救済制度

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく給付を受けることができます。万が一、定期の予防接種による健康被害が発生した場合には、下記の住所地の担当課までご相談ください。

＜お問い合わせ先＞

草津市健康増進課

☎077-561-2323

栗東市健康増進課

☎077-554-6100

守山市すこやか生活課

☎077-581-0201

野洲市健康推進課

☎077-588-1788